

令和 7 年第 2 回定例会例規等審査委員会での主な意見と対応一覧

意見	対応
1 施設名称について再検討すること。	和泉市立槇尾山レクリエーションセンターへ改める。
2 全部改正か一部改正のどちらの手法をとるか再検討すること。	大幅なりニューアルを行い、新たな施設として整備するものであるため、全部改正の手法をとる。
3 小人・大人の区分について「中学生」や「高校生」という表現では紛れが生じないか。	〇〇歳未満や〇〇歳以上のように、年齢により区分するよう規定を改める。
4 事前に利用料金を納付した人が、当日利用を取りやめることを申出せず利用しなかった場合に、前納した利用料金の還付も行わず、またキャンセル料も徴収するといった 2 重取りとはならないのか。	キャンセル料の規定において、利用許可を受けた者のうち料金が未納である者が、利用を取りやめる又は利用を取りやめることを申し出ず利用しなかった場合に、その者に、キャンセル料を支払わせることができると規定し、還付金適用者とキャンセル料適用者を明確にする。 なお、キャンセル料の割合等については規則で規定する。
5 連泊時の対応が規定されていないため、規定すべきではないか。	別表中備考に「〇〇の宿泊利用を 2 回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の日中利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。」の文言を追記する。
6 料金の設定について、再検討すること。	各料金単価は変更しないが、市外の方の料金については、①市外の方に和泉市に親しみを持ってもらい、交流人口を増やし定住促進につなげるため、②他自治体の施設の状況に鑑み、市内の方の料金の 2 倍から 1. 2 倍に変更する。
7 第 3 条に、（３）宿泊施設（居室及びテント施設）及び（４）入浴施設の提供と規定されているが、設置予定の施設が網羅できていないと考えるため、調整願いたい。	それぞれ、下記の文言に変更する。 （３）施設の貸与に関すること。 （４）入浴施設の提供に関すること。